

自動車駐車場利用約款（自動車用）

（総則）

1. 狭山市が設置し、友駐共同企業体（狭山市指定管理者）が運営する自動車駐車場（以下「当駐車場」といいます。）を利用する方は、この約款に記載してある事項を承認の上、利用するものとします。

また、本利用条件等は、狭山市が定める狭山市駅西口駐車場条例及び駐車場管理規則、道路交通法（昭和35年法律105号）を適用します。

（場所の提供）

2. 当駐車場は、有償で駐車場所を提供することを目的とした施設であり、車両を保管・管理する施設ではありません。

また、場内は自動車の駐車以外の用途で使用できる施設ではありません。

（利用時間帯）

3. 当駐車場は、24時間開放となっていますから、有人管理時間帯以外でも出入りが可能です。

4. 駐車場管理のための人員（以下「管理員」といいます。）が利用申し込みの受け付け、駐車場内の監視等のために勤務する時間及び休日は、利用案内看板に記載します。

（駐車できる車両）

5. 道路交通法（昭和35年法律105号）第三条に規定する自動車であって、長さ4.9メートル、幅1.9メートル、高さ2.1メートル、重量2.5トンをそれぞれ超えない車両。

（駐車できない車両）

6. 前項の普通自動車であっても、著しく車高が低い車両、エアロパーツ及び改造パーツ装着車等、入出庫時に障害を起こす恐れがある車両。

無登録、車検切れ等、一般道路を走行することが禁じられている車両、危険物積載車、その他管理上、支障がある車両。

（ミニカー）

7. ミニカーは、道路交通法において総排気量20ccを超え50cc以下又は定格出力0.25kWを超え0.6kW以下の原動機を有する普通自動車であることから、自動車として取り扱い、自動車の駐車条件及び利用料金を適用します。

（免責事項）

8. 狭山市及び友駐共同企業体は、当駐車場内における車両若しくは、附属物・積載物の盗難、紛失又は棄損等について一切責任を負いません。また、当駐車場の利用者もしくはその他の第三者の行為によって被った損害、駐車場内に存在する車両若しくはその附属物・積載物に起因して被った損害、及び不正駐車等の妨害行為によって被った損害、天災地変、自然災害、紛争、暴動—その他不可抗力の事象発生によって被った損害について、一切責任を負いません。

（不正駐車）

9. 不正な入出庫及び駐車をした場合は、警察へ通報するとともに、レッカー車による移動もしくはタイヤロック等による施錠を行います。

その場合のレッカー車の手配などにかかった諸費用並びに正規駐車料金のほかに違約金として5万円を請求し、損害賠償（諸費用、駐車料金、違約金）については、車両の使用者（占有者）もしくは車両の所有者に請求します。

（利用上の注意、禁止行為等）

10. 駐車場内は、時速8キロメートル以下で走行し、他の車両、歩行者に注意してください。

11. 駐車場内への生活ごみ（吸い殻、空き缶、弁当の空き箱、雑誌など）や粗大ごみの持ち込み及び放置を禁止します。また、公序良俗に反する行為を禁止します。

12. 車室枠線の駐車スペース内中央部分に駐車しない行為を禁止します。

13. 駐車場内及び車路部分での荷物の積み下ろし及び営業・業務による人員の乗降を禁止します。また、自動車等の修理や部品交換などをする行為を禁止します。

14. 出入口での後進を禁止します。

（利用者の賠償責任）

15. 当駐車場の利用者が、本規定もしくは駐車場内に掲出された規定に違反したことによって、第三者もしくは友駐共同企業体が損害（営業利益を含む）を被った場合は、賠償していただきます。

また、故意又は重大な過失により当駐車場の設備、機器等が破損等した場合は、機器等の費用並びに友駐共同企業体の逸失利益を賠償していただきます。

（一時利用）

16. 当駐車場の利用者は、当駐車場に掲出してある料金額及び料金体系により、駐車時間に応じた料金をお支払いください。

17. 駐車時間は、入場の際の駐車券の発券時間から出庫の際の収券時間までの時間とします。

18. 駐車料金は、後払いです。車両をゲート横に設置されている精算機の脇に横付けして駐車券を精算機に挿入し、表示された料金をお支払いください。

19. 紙幣は、現行千円札以外ご使用できませんので、精算の前にあらかじめ千円札もしくは現行硬貨をご用意ください。

（つり銭切れ、領収書の未発行のときの対処方法）

20. 精算機の故障による領収書の未発行については、お手数ですが駐車場内に掲示している緊急連絡先へご連絡ください。後日、ご郵送させていただきます。

21. 精算機につり銭切れの表示があったときは、お手数ですが精算機に掲示している緊急連絡先に電話して出庫方法を問い合わせてく

ださい。

22. (21と同趣旨のため削除)

23. (20と同趣旨のため削除)

(一時利用の減額)

24. 障害者手帳をお持ちの方(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれか)は、一時利用の減額を受けることができます。減額を受ける都度に障害者手帳の提示が必要になります。詳細は、狭山市駅西口駐車場管理室にお問い合わせください。

(定期利用)

25. 定期利用は、申し込み順に、1人1車室に限って、狭山市駅西口駐車場管理室で車両の登録を受け付けます。

26. 定期利用の申し込みをしようとする場合は、定期利用に空きがあるかを当駐車場管理室に確認した後、定期券交付申請書(狭山市様式第1号(第3条関係))に必要事項を記入の上、管理室で申請してください。※定期利用の申し込みの受け付けは、有人管理時間帯のみです。

定期利用契約には、運転免許証及び車検がある車両は自動車検査証(車検証)の提示が必要になります。また、障害者料金の適用を受ける方は、上記書類のほか障害者手帳の提示が必要になります。

(定期利用の更新)

27. 定期契約期間は1箇月単位です。

28. 定期利用契約の更新は、原則として期間満了の月の20日から月末までの間に行うものとします。ただし、特に期間の表示がある場合には、その期間中に更新を行うものとします。

29. 前項の期間内に利用契約の更新をしなかった方については、期間内に特に申し出がない限り、その契約は、期間満了の日に終了したものとし、引き続き定期利用を希望する場合は、定期利用の新規申し込みが必要となります。

30. 定期利用の更新の受け付けは、有人管理時間帯のみとなります。

(定期券等の再交付等)

31. 定期券または駐車許可証の再交付を受けようとするときは、定期券等再交付申請書(様式第2号(第4条関係))の提出が必要です。

32. 定期券及び駐車許可証の紛失に起因する損害については、狭山市及び友駐共同企業体は、一切の責任を負いません。

(定期券の発行と駐車許可証の掲示)

33. 入庫に精算機で使用する定期券と、駐車時に使用する駐車許可証を発行します。

34. 駐車許可証は、駐車時にダッシュボードの上など正面から見やすい位置においてください。

(定期利用の受け付け停止、キャンセル待ち)

35. 定期利用の申し込みが収容台数に達したときは、新規契約の受け付けを一旦停止します。

36. 前項の受け付けの停止後は、補欠(空席待)申し込みを受け付け、申請者の住所、氏名及び電話番号を記録して、申し込み受け付け順に利用者を決定します。

37. 前項の決定者への通知は電話で行い、通知後3日を経過しても定期利用の申し込みまたは又は申し込みの意思表示がないときは、契約意思がないものとして次順位者に通知し、次の通知の対象になります。

38. 決定者への通知は2回までとし、2回の通知をしても定期利用の申し込み又は申し込みの意思表示がない場合には、契約の意思がないものとして補欠申し込み名簿から抹消します。再度、定期利用の申し込みをされた場合には、36項及び前項の順に従って利用者の決定を行います。

(利用手続及び使用料金等)

39. 定期使用料金は、利用案内看板に記載します。

40. 定期利用の申し込み及び契約手続並びに月の途中からの申し込み及び契約手続は、条例に定められた方式によるものとします。

41. 月の途中で契約手続は、何日からでも契約した月の1日からの分の使用料1ヶ月分の使用料をお支払いいただきます。

(定期利用の減額)

42. 定期利用者で次のいずれかに該当するときは使用料から減額になりますが、減額の方法及び減額適用期間については条例に順じます。

43. 障害者料金の適用を受けようとする場合は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けていることを証する各種手帳を提示しなければなりません。

44. 契約手続を完了した方には、定期券を交付します。

(解約、還付(返金)、登録票等の返却)

45. 既納の使用料は還付(返金)しません。

46. 狭山市もしくは友駐共同企業体の責めに帰する事由により駐車場が利用できなくなったときは、その期間に対応する使用料金の全部一部を還付(返金)します。

47. 利用者は、定期利用契約を解約したときは、定期券及び駐車許可証を返却しなければなりません。

【お問い合わせ先】

狭山市駅西口駐車場管理室04-2946-9946

狭山市指定管理者友駐共同企業体(電話受付時間:平日9:00~17:00)

TEL03-5543-2441 e-mail kanri@yurin-net.co.jp



HP QR-code